

入居者負担金について

住戸の日常ささいな修繕、構造上重要でない部分の修繕や、入居者自身が破損した部分については、原則入居者の方に修繕していただきますが、下記の内容については、修繕を指定管理者が行い、入居者の方に一部負担していただきます。

(単位:円)
平日窓口受付時間

給排水	1 各種給水栓（本体及び部品）の修理取替		
	・漏水修理 水栓コマ及びパッキン取替（1箇所増につき/¥100増し）		1,000
	・漏水修理 水栓ハンドル部取替		1,000
	・水栓パイプ部取替（スバウト）		3,000
	・単水栓取替→単水栓取替（流し）		5,000
	・単水栓取替→単水栓取替（洗面）		3,000
	・キー式水栓（キーのみ/¥500）		4,000
	・泡沫金具取替		1,000
	・混合水栓修理（流しシングルレバー）		5,000
	・混合水栓修理（洗面2ハンドル）		4,000
・混合水栓修理（浴室シャワー水栓）		6,000	
・洗濯機水栓修理（先端部を緊急止水式（カクダイ 772-545）に取り替え）		3,000	
・洗濯機水栓取替（緊急止水付水栓に取り替え）		3,000	
2 各戸排水管、排便管の詰り清掃			
・排水管・排便管の詰り清掃（異物なし）	1箇所あたり	3,000	
・排水管・排便管の詰り清掃（異物の詰り、入居者の責による）	1箇所あたり	4,000	
・集会所（自治会負担）の雨水桝清掃など		3,000	
3 各戸室内トラップ（目皿、中皿、及びワンを含む）の修理取替			
・台所排水金具取付		2,000	
・台所排水金具取付（菊割ゴム）		1,000	
・台所排水金具取付（フタ）		1,000	
・浴室、洗濯排水金具取付（目皿、ワン）	1個につき	2,000	
4 便器（便座並びに便座丁番付属金物を含む）修理取替			
・便座取替		6,000	
・便座丁番取替	1式	2,000	
・ロータンク過失漏水修理（原因が入居者に起因する場合→芳香剤設置など）		2,000	
・ロータンク蓋取替		5,000	
・便器及びロータンクの破損取替（材料費は入居者、工事費は指定管理者負担）		34,000	
大便器		18,000	
ロータンク		16,000	
5 洗面器、手洗器取替			
・洗面器取替		8,000	
・洗面化粧台取替（化粧鏡不付）		18,000	
・洗濯機パン		10,000	
6 洗面器、手洗器、浴槽のゴム栓及びクサリの取替			
		1,000	
7 ペーパーホルダーの取替			
・本体取替		3,000	
・芯取替		1,000	
8 天井換気扇（グリル取外・取付）			
	各	1,000	
電気	1 住戸内部分の電球、管球、グローランプの取替		
		1箇所あたり	1,000
	2 住戸内部分のスイッチ、コンセント等の取替		
		1箇所あたり	1,000
3 共用部分の電球、管球、グローランプの取替（材料代含まず）		1箇所あたり	1,000
4 共用部分のタイマー設定の変更		1箇所あたり	1,000
建築	1 玄関戸の建付調整（別途、材料費を徴収する場合があります）		
		1箇所あたり	1,000
	2 アルミドア（勝手口）ノブ取替（別途、材料費を徴収する場合があります）		
	1箇所あたり	1,000	
3 浴室折れ戸取っ手取替（別途、材料費を徴収する場合があります）		1箇所あたり	1,000

※窓口の受付時間外及び休業日（土日祝日及び12月29日から1月3日までの日）は、翌営業日の対応となります。ただし、窓口の受付時間外、休業日及び時間指定での対応については、上記金額に6,000円加算となります。

お問い合わせ

制度について

福岡市住宅管理課へ

☎092-271-2551

修繕内容及び金額について

(東区・博多区・城南区・早良区・西区)
福岡市住宅供給公社保全課へ

☎092-271-3030

(中央区)
中央区施設管理事務所へ

☎092-262-1090

(南区)
南区施設管理事務所へ

☎092-409-4610

市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) http://www.nicety.or.jp/ 発行日/平成30年6月15日

7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入、家族構成や住宅条件に応じて決定されます。

平成31年4月から翌年3月までの家賃の決定手続きのためには、平成29年1月1日から12月31日までの収入の申告が必要となります。「収入申告書」は6月下旬から7月上旬にかけて郵送します。

収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で申告義務がありますので、「収入申告書」・同封する「収入申告書の手引き」に記載された期限内(7月下旬)に必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合、平成31年4月から最高額の家賃となります。

収入申告書には、原則として所得証明書類等の添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方(大半の方)で、福岡市の課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書類の添付が不要になります。

詳しくは、収入申告書に同封されている「収入申告書の手引き」をご参照ください。



★収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の承認を受けている方やその住宅に住民票をおいている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡の届出がされていない方は「住民票無」と、また、同居承認手続きが行われていない方は「市住届無」(氏名と生年月日は***と表示しています。

★必ずご連絡ください

同居承認申請等の手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。入居者に異動(出生・同居・転出・死亡等)がある場合は、区役所への住民票変更手続きとは別に市営住宅センターに届け出る(同居については承認を受ける)必要があります。ただし、各種手続きには条件や必要書類がありますので、至急お問い合わせください。

同居の要件を満たさない方を同居させている場合などは、住宅の明け渡しを求めることもありますのでご注意ください。

★認知症患者等の収入申告書の提出が不要になります

平成29年7月の公営住宅法の改正施行に伴い、**名義人**が右記のいずれかの事項に該当する場合は、**収入申告書の提出は不要**となります。

該当する方は、それぞれ右記の必要書類をご提出ください。

対象者	替わりに提出が必要な書類
認知症の方	認知症であることがわかる医師の診断書*
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳(写し)
知的障がい者	療育手帳(写し)

*診断書の料金は自己負担です

お問い合わせは業務課調査係へ

収入申告専用のお問い合わせ先(6月25日～10月1日)

☎092-271-0901

☎092-271-1022

緊急連絡先の記載・登録についてご理解とご協力を

収入申告書には、緊急連絡先を記入する欄を設けています。

市営住宅センターでは、一人でお住まいの方や高齢の方の安否を心配するお問合せがあった場合に、緊急連絡先などに連絡しながら対応しております。

緊急連絡先は、親族に限らず、ご友人などでも構いませんので、同意いただける方がいらっしゃいましたら、できるだけ記入をお願いします。

なお、これまでに記入いただいた緊急連絡先の電話番号等は印字しておりません。お手数ですが、変更等がない場合も、緊急連絡先の欄に記入してください。

安否の確認がすみやかにできるようにするため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※緊急連絡先は、安否確認のほか、事故、火災、水もれなどの緊急時にも利用する場合があります。

お問い合わせは 業務課指導係へ ☎ 092-271-2558



家賃の一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入が著しく低い世帯や生計を維持する方が死亡・転出・失業・病気等の理由により一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免(1年以内の期間)を行うものです。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせは 業務課業務係へ ☎ 092-271-2562

共益費は必ず納めましょう

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。

- 市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所等の共同施設の使用に要する費用(電気・ガス・水道など)
- 共同施設や設備の修繕費用
- ゴミ置場等共同施設にかかる汚物やゴミの処理、清掃に要する費用

上記のような共同生活に必要な費用は、入居者全員の負担になります。

これらの費用については、入居者によって構成されている管理組合(自治会等)が決定し、共益費として徴収し、電力会社などの支払先に直接払っていただくようになっています。

共益費が不足したり、未払いがあるとみなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合(自治会等)に共益費をお支払いください。

福岡市では地域コミュニティ活動を支援しています。
自治会活動への参加やご協力についてもよろしくお願いします。

お問い合わせは 業務課管理支援係へ ☎ 092-271-3560

家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。口座振替を希望される方は、納付書の最後のページに綴ってある口座振替依頼書(はがき)に必要な事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは 業務課収納係へ ☎ 092-271-2564

高齢者のみなさんの健康づくりを応援します!

各区保健福祉センター地域保健福祉課では、保健師や健康運動指導士が高齢者のみなさんの健康づくりをお手伝いしています。(こんな取り組みを行っています)

運動からはじめる認知症予防教室

好奇心を持って、新しいことにチャレンジすることは脳の若々しさを保つ秘訣です。認知症予防教室で頭と体をしっかり動かして、仲間とともに健康寿命を延ばしましょう!

- 対象者** 65歳以上の方(介護保険のサービス利用者を除く)
※お身体の状態によっては、参加できない場合があります。
- 内容** 認知症予防についての話、有酸素運動や頭の体操(脳トレ)など
- 場所** 区保健福祉センターなど
- 回数** 全5~8回程度

生き生き講座

専門スタッフ(保健師や健康運動指導士など)が公民館や集会所に出向いて、認知症予防や生活習慣病など、健康づくり・介護予防をテーマとした講座を行っています。身近なグループでお申し込みください。

- 対象者** 10~30名程度の高齢者グループ
- 内容** 運動、認知症予防、栄養バランス、お口の健康など
- 時間** 平日10:00~16:00の間で2時間程度

詳しくはお住まいの区の地域保健福祉課(下記)へお問い合わせください。

	電話番号	FAX番号
東区	645-1088	631-2295
博多区	419-1100	441-0057
中央区	718-1111	734-1690
南区	559-5133	512-8811
城南区	833-4113	822-2133
早良区	833-4363	833-4349
西区	895-7080	891-9894